

総会

配布：一般

2011年12月5日

原文：英語

人権理事会

第18特別会期

2011年12月2日

人権理事会により採択された決議

S-18/1

シリア・アラブ共和国における人権状況

人権理事会は、

国際連合憲章の目的および原則、世界人権宣言並びに市民的及び政治的権利に関する国際規約を含む、関連する国際人権条約、そして全ての国家は、人権と基本的自由を促進し且つ保護する義務を負っていることを再確認し、

2006年3月15日の60/251および2011年6月17日の65/281の総会諸決議並びに2007年6月18日の人権理事会決議5/1と5/2を想起し、

2011年4月29日のS-16/1と2011年8月22日のS-17/1の人権理事会諸決議および2011年11月22日に総会の第三委員会で採択された決議案<sup>1</sup>もまた想起し、

人権理事会決議S-16/1とS-17/1を十分に実施することをシリア・アラブ共和国政府が拒絶したことおよび独立調査委員会とのその継続した非協力、とりわけ同委員会に与えられた同国への立

---

<sup>1</sup> A/C.3/66/L.57/Rev.1

ち入りが継続して欠けていることに憂慮し、

市民的及び政治的権利並びに経済的、社会的及び文化的権利を含む、シリア国民に対するシリア当局によるあらゆる現行の重大な人権侵害を深く懸念し、

説明責任を確保することの重要性および刑事責任の免除を終わらせそして人道に対する罪に相当する可能性のある侵害を含む、人権侵害に責任を有する者の責任を問うことの必要性を再び強調し、

シリア・アラブ共和国における状況のあらゆる側面に対処するアラブ連盟の活動、取組および措置並びに 2011 年 11 月 2 日のその行動計画の実施を確保するために同連盟により講じられた、あらゆる人権侵害とあらゆる暴力行為を終わらせることを目的とした措置を含む、措置を歓迎し、

アラブ連盟の行動計画を完全にまた直ちに履行するシリア当局による誓約が継続して欠けていることに懸念を表明し、

2011 年 10 月 16 日のアラブ連盟事務総長の声明を歓迎し、また 2011 年 10 月 16 日および 11 月 2 日、12 日、16 日、24 日並びに 27 日に同連盟が行ったシリア・アラブ共和国における状況に関する決定もまた歓迎し、

すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇または武力の行使を、いかなる国の領土保全または政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むべきことを再確認し、

1. 人権理事会決議 S-17/1 に従って設立された調査委員会の報告書およびその中で為された勧告を歓迎し、また人道に対する罪に相当する可能性のある、甚だしい且つ組織的な人権侵害が、2011 年 3 月以来シリア・アラブ共和国の異なった場所でシリア当局およびシリア軍や保安部隊の構成員により犯されてきたという同委員会の所見について心の底からの懸念を表明する。

2. 以下のことを強く非難する。

(a) 恣意的な処刑、過度な武力行使および抗議する者、人権擁護者およびジャーナリストの殺害や迫害、恣意的な拘禁、強制失踪、拷問および子どもを含む虐待のようなシリア当局による継続した広範な、組織的なまた甚だしい人権と基本的自由の侵害。

(b) 同国中の市や村の文民に対する攻撃、その反復性、シリア軍および他の治安軍の部隊により絶えず用いられた過度な武力の水準、これらの攻撃の調整された性質そして軍の高官を含む当局の命令に基づいてこれらの攻撃が行われたという事実。

(c) デモ中の子どもの殺害および恣意的拘禁、拷問や虐待の広範な慣行を含む、シリア当局により行われた子どもの権利の広範囲な侵害。

(d) 男性拘禁者および子どもに対するものを含む、シリア軍や治安軍による文民に対する性的暴力。

(e) 負傷者および病人に対する医療支援の妨害や拒否、そして公的病院と民間病院の双方における負傷した抗議する者への襲撃やいやがらせ。

3. シリア・アラブ共和国政府に対し、その住民を保護する自らの責任を叶えること、あらゆる人権侵害に直ちに終わりをもたらすこと、市民に対するあらゆる攻撃を止めることおよび国際人権法のもとでの同国の義務を十分に遵守することを促し、そして同国におけるあらゆる暴力を直ちに止めることを求める。

4. 以下のことを遅滞なく行うことを、シリア・アラブ共和国政府に促す。

(a) 全ての良心の囚人および恣意的に拘禁された者を直ちに釈放すること、および全ての拘禁場所への独立した国際的監視者の立ち入りを認めること。

(b) 刑事責任の免除を終わらせ、説明責任を確保しそして犯罪行為の実行者を訴追するため、国際的基準に従った迅速な、独立したそして不偏な捜査を始めること。

(c) 申し立てられた重大な人権侵害の全ての実行者を軍および治安軍から停職にすること。

(d) 失踪者の親戚にその事例の詳細を報告することを許すことにより、失踪の事例を調査する制度を設立し、そして適切な調査を確保すること。

(e) あらゆる差別若しくは統制なしに、医学的治療への妨害のない利用権を保証することおよびあらゆる負傷した抗議する者を逮捕し若しくは誘拐するため病院に入り込まないこと。

(f) 不当な制限、いやがらせ若しくは脅迫なしにシリア・アラブ共和国内で活動することを独立したまた国際的なメディアに認めること、インターネットと遠距離通信網の利用を認めることそ

して報告に関する検閲を撤廃すること。

(g) 人権擁護者を尊重することおよび調査委員会に協力した者に対する報復を行わないことを確保すること。

(h) 人道関係者に時宜を得た、安全なそして妨害のない立ち入りおよび同国への人道的供給品と医療供給品の安全な通過を確保すること。

(i) シリア難民と国内避難民の自発的な帰還を促進すること。

5. 人権侵害に対する広く行われている組織的な刑事責任の免除および政府高官に対して刑事責任の免除を与えている法令におけるその弊に重大な懸念を表明する。

6. シリア当局に対し、その国民の大衆的な意思、憧れおよび要求を尊重することを促す。

7. シリア当局に対し、シリア・アラブ共和国における外国国民の安全、とりわけ外交職員の安全、並びにその財産の保護を確保するため直ちに措置を講じることをまた促す。

8. 国際連合の主要機関が調査委員会の報告書を緊急に審議し適切な行動をとることを勧告する。

9. シリア当局に対し、シリア・アラブ共和国における現場での駐留の設置を通したものを含んで、国際連合人権高等弁務官事務所と十分に協力することを求める。

10. 調査委員会の職務権限が終了したらすぐに、シリア・アラブ共和国における人権状況に関する特別報告者の職務権限を設定すること、シリア・アラブ共和国における人権状況並びにシリア・アラブ共和国当局に対して調査委員会が行った勧告とシリア・アラブ共和国における人権状況に関する人権理事会の諸決議の履行を監視することを決定し、そしてシリア・アラブ共和国に対し、特別報告者と十分に協力することを求める。

11. 特別報告者に対し、職務権限の設定から 12 か月以内に、人権理事会と総会に報告することおよび議事日程議題 4 のもとでの暫定期間中に同理事会に口頭で最新情報を提示することを要請する。

12. 事務総長に対し、特別報告者に職務権限を遂行するのに必要な資源を提供することを要請する。

13. アラブ連盟の努力と措置を賞賛しまた支持しそしてシリア当局に対し、同連盟の行動計画を全体として、更なる遅滞なく、履行することを求めまたシリア・アラブ共和国に対し、シリア・アラブ共和国に対する同連盟の監視団に関する議定書案に署名することを促す。

14. 関連する国際連合機関およびとりわけアラブ連盟の行動計画の枠内における地域的機構が以下のことを行うことを招請する。

(a) シリア・アラブ共和国の住民を保護しまた甚だしい人権侵害に迅速な終わりをもたらすための努力を支援すること。

(b) シリア・アラブ共和国の司法制度の独立性を強化することにおいて、そして二国間および多数国間の開発協力を通して同国の治安部門を改革することにおいて、同国を援助すること。

15. 関連するテーマ別の特別手続の職務権限保有者に対し、その各々の職務権限の範囲内で、シリア・アラブ共和国における人権状況に特別の注意を払い続けることを奨励し、またシリア・アラブ共和国に対し、全ての当該職務権限保有者と、同国への訪問を許すことによるものを含んで、協力することを促す。

16. シリア当局に対し、調査委員会と、同国への立ち入りを認めることによるものを含んで、十分に協力することを求める。

17. 国際連合人権高等弁務官に対し、シリア・アラブ共和国における人権状況について定期的に報告することを招請する。

18. 事務総長に対し、彼の任務に従って、国際連合憲章およびアラブ連盟の決定並びに決議に一致して、シリア・アラブ共和国における状況の平和的解決に貢献するため、要請があった場合には、同連盟の取組を支援するため必要な措置を講じることを招請する。

19. 調査委員会の報告書を、適切な活動および関連する全ての国際連合機関への伝達のため事務総長に伝達することを決定しそして事務総長に対し、人権理事会の第 19 会期に同理事会に本決議の履行に関する報告を提示することを要請する。

20. この問題に引き続き取り組むことおよびその第 19 会期で講じられることになる適切な措置を更に審議することをまた決定する。

第 2 回会合

2011 年 12 月 2 日

[37 対 4、棄権 6 の記録投票により採択された。投票結果は以下の通り：

賛成：

オーストリア、ベルギー、ベニン、ボツワナ、ブルキナファソ、チリ、コンゴ、コスタリカ、チェコ共和国、ジブチ、グアテマラ、ハンガリー、インドネシア、イタリア、ヨルダン、クウェート、キルギスタン、リビア、マレーシア、モルディブ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ナイジェリア、ノルウェー、ペルー、ポーランド、カタール、モルドバ共和国、ルーマニア、サウジアラビア、セネガル、スペイン、スイス、タイ、アメリカ合衆国、ウルグアイ

反対：

中国、キューバ、エクアドル、ロシア連邦

棄権：

アンゴラ、バングラデッシュ、カメルーン、インド、フィリピン、ウガンダ]